

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成19年3月13日(火)午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

上野美義, 児平隆一, 杉山孝, 鈴木孝治, 高野康代, 津久井典子, 三摩真己, 橋本誠一, 真子義秋(以上, 学識経験者), 伊藤みさ子, 杉本喜三郎(弁護士), 中村佳行(検察官), 内山梨枝子, 木村烈(以上, 裁判官)

(事務担当者)

津田豊(事務局長), 奥山淳一(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 笠井成子(少年首席書記官)

(庶務)

北島孝子(総務課長)

4 議事等

委員会審議のとりまとめ方について意見交換を実施した。意見の概要は別紙のとおり

委員長は, 委員から提出された静岡家庭裁判所の運営に関わる問題についての意見をとりまとめ, 次回期日に, その内容及び報告文書の扱いについて議論する。

5 次回期日について

平成19年7月(おって調整)

6 閉会

(別 紙)

- この静岡家庭裁判所委員会を発展させていきたいと思っているが、裁判所が、この委員会をどのように活用させようとしているのか見えてこない。
- 家裁委員会規則の規定があいまいといえるのかもしれない。2条には「委員会は、当該委員会を置く家庭裁判所の運営に関し、当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、当該家庭裁判所に対して意見を述べるものとする。」と規定されているが、この「諮問」を、法制審議会等で使う「諮問」と同視し厳密に解釈するとかえって委員会が混乱する。この規定の趣旨は、家裁委員会は、当該家庭裁判所、すなわち静岡家裁の運営に関し、静岡家裁に対して意見を述べるものと理解すればよいのではないか。もっとラフに意見交換をする中で、静岡家裁の運営に反映させることができる提言があれば、運営に反映することになるし、何か提言をとりまとめられるのであれば、それでも構わないと考えている。
- 委員会ができたときは、地裁委員会とともに、国民の声を聞くということだったが、実は形を作っただけなのではないか。裁判所は、この委員会を活用する気がないのではないかとさえ思っている。
- 最終的な報告書をまとめなくとも、何か具体的な事項を提案し、それを裁判所に検討してもらうことでもよいと思う。裁判所としても、できることとできないこととがあると思う。
- 問題点を認識したということだけでなく、文書にして残したい。
- 補導委託について等いろいろと勉強になったが、今までの委員会で話してきたことを報告という形で残しておかないと心苦しい。
- 活動を振り返る意味でも、家裁の運営に直ちに反映しなくても、何か形としてまとめた方がよいと思う。
- 当初は意欲的に参加したつもりであったが、結局、この委員会の性格がよく見えてこなかった。何かをまとめるとすると、まとめる人はかなり大変だと思う。